

静岡県人事委員会は、静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則12-24

静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の退職管理に関する規則（静岡県人事委員会規則12-19）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者への再就職の届出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 再就職日</p> <p>(8) 再就職先の名称</p> <p>(9) 再就職先の所在地</p> <p>(10) 再就職先の業務内容</p> <p>(11) 再就職先における地位</p> <p>(公表)</p> <p>第24条 条例第4条第1項の管理又は監督の地位にある職として人事委員会規則で定めるものは、給与条例第8条、教職員給与条例第9条、警察職員給与条例第9条、企業職員給与条例第4条及びがんセンター給与条例第5条に規定する管理職手当を支給されている職（これらの職にあった地方警務官を除く。）並びにこれらの職と権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職とする。</p> <p>2 条例第4条第1項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(任命権者への再就職の届出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 離職時以前に次条第1項に規定する管理職に就いていた場合における離職時から直近の管理職の職名</u></p> <p>(8) 再就職日</p> <p>(9) 再就職先の名称</p> <p>(10) 再就職先の所在地</p> <p>(11) 再就職先の業務内容</p> <p>(12) 再就職先における地位</p> <p>(公表)</p> <p>第24条 条例第4条第1項の管理又は監督の地位にある職として人事委員会規則で定めるものは、給与条例第8条、教職員給与条例第9条、警察職員給与条例第9条、企業職員給与条例第4条及びがんセンター給与条例第5条に規定する管理職手当を支給されている職（これらの職にあった地方警務官を除く。）並びにこれらの職と権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職（以下「<u>管理職</u>」という。）とする。</p> <p>2 条例第4条第1項の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 離職時以前に管理職に就いていた場合における離職時から直近の管理職の職名</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p>

様式第3号 (略)

(略)

(略)	
離職日	年月日
再就職日(変更日)	年月日
(略)	

様式第3号 (略)

(略)

(略)	
離職日	年月日
<u>離職時以前に管理職に就いていた場合における離職時から直近の管理職の職名</u>	
再就職日(変更日)	年月日
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第23条第2項第7号及び第24条第2項第5号の規定は、この規則の施行の日以後に離職した者について適用し、同日前に離職した者については、なお従前の例による。